

(別紙1)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造工程の変更確認の手続について</p> <p>(1) 製造工程の変更</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産大臣は、アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査するものとする。</p> <p>ウ 農林水産大臣は、イの審査の結果、製造基準に適合しないと認めたときは、直ちに当該大臣確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとする。なお、別記様式第2-2号の書換えが必要な場合にあっては、併せて、書き換えた別記様式第2-2号を申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとするものとする。</p>	<p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造工程の変更確認の手続について</p> <p>(1) 製造工程の変更</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農林水産大臣は、アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、<u>輸入業者に係るものにあっては、別記様式第5号により、その結果を申請者に通知するものとする。</u></p> <p>ウ 農林水産大臣は、イの審査の結果、製造基準に適合しないと認めたときは、直ちに当該大臣確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、<u>輸入業者に係るものにあっては、別記様式第3-2号により申請者に通知する。</u>なお、別記様式第2-2号の書換えが必要な場合にあっては、併せて、書き換えた別記様式第2-2号を申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとするものとする。</p>

エ 農林水産大臣は、輸入業者に係るものにあっては、  
別記様式第5号によりイの審査の結果を申請者に通知  
するものとする。

(2) (略)

#### 別添3－2

##### 豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

###### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

###### (3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品を製造する食品工場をいう。

ア～キ (略)

2 (略)

注 (略)

#### 別添4－2

##### 馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

###### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

###### (3) 食品加工工場

食品加工工場とは、馬カット肉等を主たる原材料とする

(新設)

(2) (略)

#### 別添3－2

##### 豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

###### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

###### (3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそぞい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア～キ (略)

2 (略)

注 (略)

#### 別添4－2

##### 馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

###### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

###### (3) 食品加工工場

食品加工工場とは、馬カット肉等を主たる原材料として

<p><u>加工食品</u>を製造する食品工場をいう。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>別添5－2 チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準 1 (略) 2 食品加工工場 食品加工工場とは、家きんを主たる原材料とする加工食品を製造する食品工場をいう。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>別添6－3 原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準 1 原料収集先について (1)・(2) (略) (3) 食品加工工場 食品加工工場とは、豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品を製造する食品工場をいう。</p>	<p><u>加工する食品</u>（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>別添5－2 チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準 1 (略) 2 食品加工工場 食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>別添6－3 原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準 1 原料収集先について (1)・(2) (略) (3) 食品加工工場 食品加工工場とは、豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその</p>
--	--

<p>ア～キ (略) 2 (略) 注 (略)</p>	<p><u>他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそぞい類をいう。) を製造する食品工場をいう。</u> ア～キ (略) 2 (略) 注 (略)</p>
<p>別添8－2 魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準 1 原料収集先について 原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材 <u>料とする加工食品を製造する食品工場をいう。</u></p> <p>(1)～(7) (略) 2 (略) 注 (略)</p>	<p>別添8－2 魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準 1 原料収集先について 原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材 <u>料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他こ</u> <u>れらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそぞい</u> <u>類をいう。) を製造する食品工場をいう。</u></p> <p>(1)～(7) (略) 2 (略) 注 (略)</p>
<p>別添10－2 牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準 1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場 牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬 又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉 (以下「牛肉骨粉等」という。) の製造業者は、牛肉骨粉等の 原料 (以下「牛肉骨粉等原料」という。) として、次の(1)か ら(7)までが確実に実施されているものを収集すること。</p>	<p>別添10－2 牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準 1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場 牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬 又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉 (以下「牛肉骨粉等」という。) の製造業者は、牛肉骨粉等の 原料 (以下「牛肉骨粉等原料」という。) として、次の(1)か ら(7)までが確実に実施されているものを収集すること。</p>

<p>(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家 きんに由来する副産物は、次のア、イ及びウのいずれとも 分別されていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家 きん以外の動物に由来する副産物は、次のア、イ及びウの いずれとも分別されていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>注 (略)</p>
<p>別添 12－2</p> <p>食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準</p> <p>1 原料収集先について</p> <p>原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等（いの ししのカット肉等を含む。）、馬カット肉等<u>若しくは家きん肉</u>等を原材料とする加工食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品又はエキスに限る。）又は魚介類を原材料とする加工食品（かまぼこ、ちくわ、はんぺんその他これに類する魚肉ねり製品又はエキスに限る。）を製造する食品工場をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) (1)から(4)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。</p> <p>(6) (1)から(5)までが確実に実施されている加工食品残さを出荷すること。</p>	<p>別添 12－2</p> <p>食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準</p> <p>1 原料収集先について</p> <p>原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等（いの ししのカット肉等を含む。）、馬カット肉等<u>家きん肉等又は魚介類</u>を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等の そうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加工食品残さは、生肉、生魚等を含まないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) (1)から(5)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。</p> <p>(7) (1)から(6)までが確実に実施されている加工食品残さを出荷すること。</p>

<p>2 (略) 注 (略)</p> <p>別記様式第3-2号 農林水産省指令 番号</p>	<p>2 (略) 注 (略)</p> <p>別記様式第3-2号 農林水産省指令 番号</p>
<p>住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で確認をした下記の事業場における ○○に由来する○○（注1）の製造工程については、 年 月 日付けで飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51年農林省令第35号）○○○の規定（注2）による確認を取り 消す。<u>このため、</u>下記の事業場が記載された 年 月 日付け 第 号を返納されたい。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で確認をした下記の事業場における ○○に由来する○○（注1）の製造工程については、 年 月 日付けで飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51年農林省令第35号）○○○の規定（注2）による確認を取り 消す。下記の事業場が記載された 年 月 日付け第 号を返 納されたい。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>製造基準適合確認（変更）申請書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>年 月 日付け第 号<u>(注1)</u>で確認を受けた○○に由來 する○○<u>(注2)</u>の製造工程について下記のとおり変更したい ので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51 年農林省令第35号）○○○の規定<u>(注3)</u>による確認を求めま</p>	<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>製造基準適合確認（変更）申請書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>年 月 日付け第 号で確認を受けた○○に由來する○○ <u>(注1)</u>の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼 料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省 令第35号）○○○の規定<u>(注2)</u>による確認を求めます。</p>

す。

(略)

(注1) 「第 号」については、輸入業者のみ記載する。

(注2) ・ (注3) (略)

別記様式第5号

農林水産省指令 番号

住 所  
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認をした下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注1）の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注2）

により、申請のとおり確認する。

に基づく製造基準に適合しないので、下記の製造事業場の確認を取り消す。このため、変更後に輸入した飼料の販売を停止し、下記の事業場が記載された 年 月 日付け第 号を返納されたい。

(略)

(略)

(新設)

(注1) ・ (注2) (略)

別記様式第5号

農林水産省指令 番号

住 所  
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認をした下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注1）の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注2）

により、申請のとおり確認する。

に基づく製造基準に適合しないので、下記の製造事業場の確認を取り消す。変更後に輸入した飼料の販売を停止し、下記の事業場が記載された 年 月 日付け第 号を返納されたい。

(略)

附 則 (令和4年5月31日付け4消安第1075号)

この通知は、令和4年5月31日から施行する。